令和5年10月27日 外務省 財務省 経済産業省

### イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号 に基づく措置の一部解除について

我が国は、「イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づく措置の履行について」(平成28年1月22日閣議了解)をもって、国際連合安全保障理事会(以下「国連安保理」という。)決議第2231号に基づき各国が実施することとされた措置を履行してきた。

今般、令和5年10月18日に包括的共同作業計画の採択の日から8年が経過し たこと(注)を受け、本日付けの閣議了解「イランの核問題に関する国際連合安全 保障理事会決議第2231号に基づく措置の一部解除について」により、上記平成 28年1月22日付けの閣議了解に基づいて講じられた措置のうち、「イランの核兵 器運搬手段の開発に関連する貨物及び技術のイランに対する供与、販売若し くは移転又はイランにおける製造若しくは使用に寄与する目的で行うイラン への資金移転を防止する一方、国連安保理の事前承認を得られる場合、これ を許可することが可能となる措置」、「核物質及び技術等に関連する我が国の会 社へのイランによる投資を禁止する一方、国連安保理の事前承認を得られる場合、 これを許可することが可能となる措置のうち核兵器運搬手段の開発に関連する我が 国の会社へのイランによる投資を禁止する一方、国連安保理の事前承認を得られ る場合、これを許可することが可能となる措置」並びに「イランの拡散上機微な核 活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として国連安保理決議第223 1号決議の附属書に指定された団体及び個人に対する資産凍結等の措置」を解 除することとし、本日付で関連する外務省告示を改正・廃止するとともに、財務省 告示及び経済産業省告示の一部を改正した(改正告示は別添参照。)。

(注)核兵器運搬手段の開発に関連する貨物及び技術のイランに対する供与等、イランにおける製造等に寄与する目的で行うイランへの資金移転及び核兵器運搬手段に関連する我が国の会社へのイランによる投資を国連安保理による事前承認にかからしめる国連安保理決議第2231号の附属書B4並びにイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された団体及び個人に対する資産凍結等の措置について規定する同B6(c)はこれらの規定が、JCPOA(包括的共同作業計画)の採択の日から8年後の日又はIAEA(国際原子力機関)が拡大結論を確認する報告を提出する日のいずれか早い方の日まで適用される旨規定している。

#### 連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第二課 財務省国際局調査課対外取引管理室 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 Tel 03-5501-8000 内線 2761

Tel 03-3581-4111 内線 5899

Tel 03-3501-1511 内線 3242

等を指定する件(平成十年三月大蔵省告示第九十七号)外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払

키 [同上]	ル  [略]
川 [同上]	ヌ [略]
ヌ [同上]	リ [略]
する目的で行う取引又は行為に係るもの	
二十八年一月外務省告示第十八号)で定めるものをいう。)に寄与	引又は行為に係るもの
活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件(平成	省告示第十八号)で定めるものをいう。)に寄与する目的で行う取
ることが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核	イランの拡散上機微な核活動を指定する件(平成二十八年一月外務
基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可す	認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となる
活動として外務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に	合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承
イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する	イランの拡散上機微な核活動として外務大臣が定めるもの(国際連
リ 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であって、	野居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であって、
当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。)	
払(対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の	
いう。)に対しするもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支	
一号)で定めるものをいう。)(以下このチにおいて「対象者」と	
発に関与する者を指定する件(平成二十八年一月外務省告示第二十	
の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開	
めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置	
核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定	
住者による非居住者との間の支払であって、イランの拡散上機微な	
チ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居	[削る]
[イ〜ト 同上]	[イ〜ト 略]
[恒斗]	一 法第十六条第一項の規定に基づくもの
改正前	改正後
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

備考 ナルネルツルソルレルタルヨルカルワルヲル ホ 「イ〜ハ 店、 る法人その他の団体を除き、 払であって、前号イ及び口にそれぞれ規定する対象者により実質的 る本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支 法第十六条第三項の規定に基づくもの もの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払 に支配されている法人その他の団体 表中の 前号イ及び口に掲げるもの 略 出張所その他の事務所を含む。 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 0 記載は注記である。 当該法人その他の団体の外国にある支 のほ か、 ホにおいて同じ。) に対しする (本邦内に主たる事務所を有す 居住者若しくは非居住者によ タ ヨ カ ワ ホ 「イ〜ハ た支払 り実質的に支配されている法人その他の団体 の支払であって、 にある支店、出張所その他の事務所を含む。 所を有する法人その他の団体を除き、 対しするもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向 による本邦から外国 同上 前号イ、ロ及びチに掲げるもののほか、 [同上] [同上] 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同 上 同 E 前号イ、 へ向けた支払又は居住者による非居住者との間 ロ又は手にそれぞれ規定する対象者によ 当該法人その他の団体の外国 居住者若しくは非居住者 ホにおいて同じ。 (本邦内に主たる事務 しに け

外国為替及び外国貿易法第二十一条第一 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指

でする件 平 成 十年三月大蔵 省告示第九 十九 (号)

改

正

後

改

正

前

者との間の当該取引にあっては平成二十三年九月 掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成十五年五月二十二日 住者のために直接又は間接に行われるものを含む。 者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居 生等に係る取引」という。) 求める権利の発生、 づく債権の発生、 居住者から預金又は電子決済手段等を受け入れるものを除く。)に基 済手段等の管理に関する契約を含み、 非居住者との間の預金契約 以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、 変更又は消滅に係る取引 変更又は消滅に係る取引を含む。 (法第二十条の二第 (=, ホ及びチにあっては、 口を除き、 (電子決済手段等の移転 当該居住者が当該 十七日以前に発生し 号に規定する電子決 居 ° ルに掲げる非居住 住者と次に掲げ 以下「債権の ただし、 当該非居住 イに Ź 発 を 非

略

た債権の変更又は消滅に係るものに限る

[削る]

## [略]

ヌーリ 対象となるリビ るもの リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が (国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置 T  $\mathcal{O}$ カダフ イ 革命指導者及びその関係者を指 定 す 定

> 二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、 生した債権の変更又は消滅に係るものに限る 居住者との間の当該取引にあっては平成二十三年九月十七日以前に 居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該 生等に係る取引」という。 居住者から預金又は電子決済手段等を受け入れるものを除く。 済手段等の管理に関する契約を含み、 非 非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。)。 求める権利の発生、 づく債権の発生、 イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成十五年五月二十 居住者との間の預金契約 法第二十条第 変更又は消滅に係る取引 号に規定する資本取引のうち、 変更又は消滅に係る取引を含む。 (法第二十条の二第 (=, 水、 口を除き、 チ及びリにあっては、 (電子決済手段等の移転 当該居住者が当該非 号に規定する電子決 居住者と次に掲げる 以下「債権の ヲに掲げる非 ただし、 しに 当該 発 基

### [イ〜チ 同上

ランの核活動等に関与する者」という。) 年一月外務省告示第二十一号)で定めるものをいう。) 基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動 又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件 る者として外務大臣が定めるもの イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の (国際連合安全保障理事会決議に 開発に関与 (平成二十八 (以下「イ

# 同上

 $\mathcal{O}$ 8 対象となるリビア るもの リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定 (国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置  $\mathcal{O}$ 力 ハダフ イ 革命指導者及びその 関係者を指 定す

る件 導者及びその関係者」という。 表のⅡに掲げるものをいう。 カダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件」という。 (平成二十三年三月外務省告 示第七十五 (以 下 「リビアのカダフィ革命 号。 ルにお いて リ 指 É

略

略

ラ|| ナ|| ネ|| ツ|| ソ|| レ|| タ|| ヨ|| カ|| ワ|| ヲ|| ル| 略 略

略 略

略 略

略 略

略

[略]

行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われる 及びトにあっては、 ら受託するものを除く。)に基づく債権の発生等に係る取引(ハ、 非居住者との間の信託契約 十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るもの 係るものに、 ものを含む。)。ただし、イに掲げる非居住者との間 っては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、 ヌに掲げる非居住者との間 当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で (口を除き、 当該居住者が当該非居住者 の当該取引にあっては平 居住者と次に掲げる の当該取引にあ に限 成二 滅 = に カ

る。

イ~ト

同 上

る件 別表のⅡに掲げるものをいう。 アのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件」という。 者及びその関係者」という。) (平成二十三年三月外務省告示第七十五号。 (以 下 「リビアのカダフィ革命指 ヲにおい . T

「リビ

ワーヲ 同上 同上

ヨカ 同上

同上

タ 同上

レ 同上

同上

ネッツソ 同上

同上 同上

ムーラーナー 同上

同上

平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るも 消 引にあっては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は 名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は 非居住者との間の信託契約 われるものを含む。 のに限る。 滅に係るものに、 受託するものを除く。)に基づく債権の発生等に係る取引(ハ、 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、 ト及びチにあっては、 )。ただし、 川に掲げる非居住者との間の当該取引にあっては 当該非居住者のために当該非居住者以外の (口を除き、 イに掲げる非居住者との間の当該 当該居住者が当該非居住者か 居住者と次に掲げる 間接に行 取

<u>ー</u>の <u>ー</u> 含む。 する電子決済手段等の貸借契約のうち、電子決済手段等の貸付契約 げる非居住者に対する金銭の貸付契約 게 체 께 게 네 タ 레 케 메 케 게 되 게 커 [削る] [イ〜ホ 他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、 <u>る</u> 当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものそ 略 [略] 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 )に基づく債権の発生等に係る取引(イ、 略 略 略 (法第二十条の二第二号に規定 居住者による次に掲 ロ及びホにあって を <u>の</u> 二 含む。 げる非居住者に対する金銭の貸付契約 키 케 체 께 게 네 셰 페 체 ワ ヲ ル ヌ リ チ チト 「イ〜ホ その他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含 ては、 する電子決済手段等の貸借契約のうち、電子決済手段等の貸付契約を 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、 イランの核活動等に関与する者 イランの核活動等に関与する者 同上 同上 [同上] 同上 同上 )に基づく債権の発生等に係る取引(イ、 同上 当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるもの 同上 同上] (法第二十条の二第二号に規定 П , 居住者による次に掲 ホ及びへにあっ

備考 備考 [略] 게 네 웨 킈 케 메 키 게 쾨 베 케 表中の 略略略略略略略 略 略 略 略 略 0 記載は注記である。 備考 [同上] 께 게 네 タ|| ヨ|| カ|| ワ|| ヲ|| ル|| ヌ|| リ| 

外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなけれ

ばならな ١ ي 支払等 (平成二十一年経 済産 業省告示第二百二十九号)

対象者以外の名義で行われるものその他の	は、当該第一号対象者のために当該第一号	支払及び第一号対象者による支払について	「第一号対象者」という。)に対して行う	るもの(以下この号及び第六号において	邦から外国へ向けた支払(イ又は口に掲げ	対して行うもの及びこれらのものによる本	者との間の支払であって次に掲げるものに	外国へ向けた支払又は居住者による非居住	居住者若しくは非居住者による本邦から	改正後
号対象者以外の名義で行われるものその他	ては、当該第一号対象者のために当該第一	う支払及び第一号対象者による支払につい	て「第一号対象者」という。)に対して行	掲げるもの(以下この号及び第六号におい	邦から外国へ向けた支払(イ、ロ又はホに	対して行うもの及びこれらのものによる本	者との間の支払であって次に掲げるものに	外国へ向けた支払又は居住者による非居住	一 居住者若しくは非居住者による本邦から	改正前

ホ 当 行 1 削 5 該 わ 彐 る 第 = れ る 一号対 略 ŧ 略 略  $\mathcal{O}$ を含む。 象者 0 た 8 に 直 接 又は 間接に ホ  $\mathcal{O}$ 1 に 当 該 5 器 行 第二十一号)で定めるものをいう。 を 又 対 理 務 指 象 は 事 大 運 1 わ = とな ラン 定す 核 会 搬 れ 臣 第一号対象者 略 る 決 兵 手 が 略 略 器 ŧ る る 段 議 定  $\mathcal{O}$ 0 件 運 拡 イラン に  $\emptyset$ 0) を含 基 散 搬 開 る 平 発 上 手 づく資 ŧ む。 機微 0) 段 0 に 成二十  $\mathcal{O}$ 拡 関 た 0) な核 開 散 産 め 与 玉 に 八 凍 す 発 上 際 直 年 活 機 結 連 る者とし に 外 関 微 合 動 接 等 又は 務 又 な 与  $\mathcal{O}$ 安 省 す 核 措 全 は 間 核 告 る 保 活 置 兵

接

示

動

 $\mathcal{O}$ 

障

六・七 [略]	六・七 [略]
る目的で行う取引又は行為に係るもの	
十八号)で定めるものをいう。)に寄与す	
を指定する件(平成二十八年外務省告示第	る目的で行う取引又は行為に係るもの
又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動	十八号)で定めるものをいう。)に寄与す
の対象となるイランの拡散上機微な核活動	を指定する件(平成二十八年外務省告示第
盟国が許可することが可能となる資金移転	の対象となるイランの拡散上機微な核活動
際連合安全保障理事会の事前承認により加	盟国が許可することが可能となる資金移転
国際連合安全保障理事会決議に基づき、国	際連合安全保障理事会の事前承認により加
連する活動として外務大臣が定めるもの(	国際連合安全保障理事会決議に基づき、国
微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関	微な核活動として外務大臣が定めるもの(
へ向けた支払であって、イランの拡散上機	へ向けた支払であって、イランの拡散上機
五 居住者又は非居住者による本邦から外国	五 居住者又は非居住者による本邦から外国

外国為替令第十五条第一項の 規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条

第一

項の許可

を要する特定資

本

取引

平

成

十 五

年経

済産業省告示

第百九十三号)

る同条第一項第四号に掲げる契約で電子	条第二項の規定により読み替えて適用す	約で金銭の借入契約に該当するもの(同	特定資本取引及び同項第四号に掲げる契	含む。第五号において同じ。)に基づく	用する同条第一項第二号に掲げる契約を	(同条第二項の規定により読み替えて適	令第十四条第一項第二号に掲げる契約	二 居住者による特定資本取引(外国為替	一 [略]	改正後
る同条第一項第四号に掲げる契約で電子	条第二項の規定により読み替えて適用す	約で金銭の借入契約に該当するもの(同	特定資本取引及び同項第四号に掲げる契	含む。第五号において同じ。)に基づく	用する同条第一項第二号に掲げる契約を	(同条第二項の規定により読み替えて適	令第十四条第一項第二号に掲げる契約	二 居住者による特定資本取引(外国為替	一[略]	改正前

決 済 手 段 等  $\mathcal{O}$ 借 入 契 約 に 該 当す る Ł  $\mathcal{O}$ を

含 む 第 五 号 に お 1 7 同 ľ に 基 づ <

特 定 資 本 取 引 を 除 く。 ) で あ つ て 次 に 撂

げ る 者 と  $\mathcal{O}$ 間 で 行う ŧ 0) (イ、 口 又 は ホ

に 掲 げ る 者 と  $\mathcal{O}$ 間 で 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ に 0 **\**\ 7

は 当 該 非 居 住 者  $\mathcal{O}$ た 8 に 当 該 非 居 住 者

以 外  $\mathcal{O}$ 名 義 で 行 わ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 当 該

非 居 住 者  $\bigcirc$ た 8 に 直 接 又 は 間 接 に 行 わ れ

る £  $\mathcal{O}$ を 含 む。)

1 削 5 る ホ

略

決 済 手 段 等  $\mathcal{O}$ 借 入 契 約 に 該 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を

含 む 第 五. 号 に お 1 7 同 じ に 基 づ <

特 定 資 本 取 引 を 除 < ° で あ 0 て 次 に 掲

る 者 کے 0) 間 で 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ イ、 口 ホ 又

げ

7

は へに 掲 げ る 者 と 0) 間 で 行 う t  $\mathcal{O}$ に 0

7 は 当 該 非 居 住 者  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 当 該 非 居 住

者 該 非 以 居 外 住  $\mathcal{O}$ 者 名 義  $\mathcal{O}$ た で  $\Diamond$ 行 に わ 直 れ 接 又 は 間 そ 接  $\mathcal{O}$ に 他 行 わ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

当

れ る £  $\mathcal{O}$ を含 む。

1 ( ホ 略

1 ラ  $\mathcal{O}$ 拡 散 上 機 微 な 核 活 動 又 は

核

兵 器 運 搬 手 段  $\mathcal{O}$ 開 発 12 関 与 す る者 لح

て 外 務 大 臣 が 定 め る ŧ 0 国 際 連 合 安

	備考 表中の [ ] は注記である。
備考 [略]	備考 [略]
三〜五 [略]	三〜五 [略]
ト〜レ [略]	- へ 夕 [略]
ものをいう。)	
八年外務省告示第二十一号)で定める	
に関与する者を指定する件(平成二十	
微な核活動又は核兵器運搬手段の開発	
の措置の対象となるイランの拡散上機	
全保障理事会決議に基づく資産凍結等	